

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際連合人口基金（UNFPA）拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	2,235,622千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際連合人口基金（UNFPA）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：第21回国連総会決議（総会決議2211：人口増加と経済開発に関する事務総長報告）に基づき、1967年6月、人口分野における諸活動を強化するために設立。1969年活動開始。リプロダクティブ・ヘルス、家族計画に関する情報やサービスの提供、人口開発分野の支援を実施。加盟国数は193。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画に関する情報やサービスの提供等を実施し、妊産婦の保健状況の改善を図り、ひいては人間の安全保障の実現、持続可能な開発目標（SDGs）の推進を図る国際連合人口基金（UNFPA）の諸活動に係る事業実施経費等に充てられる。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・UNFPAは、SDGsの目標3.7「2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする」等の目標達成に向けて活動。</p> <p>・2013年9月に採択された「UNFPA戦略計画2014-2017」は、1）リプロダクティブ・ヘルスの利便性強化、2）若者、少女への優先した配慮、3）ジェンダー平等の促進、4）人口政策の強化という4つの具体的成果を追求するとともに、組織の効率・効果を高めることを目指している。また、国別のみならず、国際的、地域的なレベルでの取組も進めている。2018年-2021年における4か年の活動計画においても、保健（SDG3）、ジェンダー平等（SDG5）、不平等是正（SDG10）の各目標達成のため、具体的には①リプロダクティブ・ヘルス・サービスの向上、②性教育を含めた思春期の若者、女性への支援、③ジェンダー平等、女性のエンパワーメント等の推進、④人口動態データに基づいた持続可能な開発を進めることとしている。</p> <p>・4か年活動計画（2014年-2017年）に基づく2016年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- リプロダクティブ・ヘルス・サービス及び性暴力対策へのアクセス11,400,000件</li> <li>- 若者へのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスの提供23,000,000件</li> <li>- 27か国で移動産科病院の提供481件</li> <li>- フィスチュラ（産科ろう孔）治療件数15,638人（目標値13,600人）</li> <li>- FGM（女性器切除）の根絶を宣言したコミュニティの数4,883（目標値2,200）</li> </ul> <p>・2017年度は、バングラデシュにおいて、ミャンマーからの避難民の大量流入による治安悪化防止のため、複数の国際機関と社会安定化支援を行っている。具体的には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）（避難民キャンプでの公衆保健サービス・ラーニングセンターの建設、教育機会の提供）、国連児童基金（UNICEF）（避難民の子供や青少年のメンタルケア、水源の確保、栄養指導）、UNFPA（緊急産科・新生児ケア、性暴力被害者への臨床ケア・心理・社会カウンセリング）、国境なき医師団（MSF）（基礎的医療、入院治療、救急医療サービス、感染症監視）、国際移住機関（IOM）（歩道、調理場等の共同施設整備）、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）（避難民の人道状況・支援状況の把握、国際機関間の調整）と共同で各機関の専門性を生かし、社会安定化のために貢献しており、各機関の相乗効果も出ている。</p>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<p>・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BoA）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項なし</p> <p>・内部監査 対象年度：2016年、実施主体：内部監査室（Office of Audit and Investigation Services, OAIS）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：2016年の各国事務所への勧告183件、年内に改善されたもの25件、引き続き改善の必要があるものは158件（85%）。主な勧告内容は、組織運営や事業管理の効率化の促進。</p> <p>・財政状況の報告 報告・提出月：2017年6月（2016年度）</p> <p>・UNFPAは、2015年9月に資金動員戦略（Resource Mobilization Strategy）を執行理事会に提示し、従来の伝統的なドナーに限らず、民間資金も含めて幅広く必要な資金動員を図る方針を打ち出し、組織として財政面の強化に努めている。実際、翌年にビルゲイツ財団、ゾンタ国際財団等からも資金動員を行っている。</p> <p>・2017-2018年に実施されている国際機関評価ネットワーク（MOPAN）によるUNFPAの評価において、日本はリード国を務めており、MOPANの専門性を活かしつつ、UNFPAの更なる財政の透明化、健全化に貢献している。</p>						

3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性

- ・ UNFPA の活動は、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指し、また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組んでおり、人間の安全保障の考えの下、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。
- ・ 米国の UNFPA 拠出金（コア予算）が停止されている中、大口ドナー国である日本からの拠出には、高い期待が寄せられている。拠出金による直接の成果は、上記1のとおり。
- ・ 日本は UNFPA の 34 の執行理事国の 1 か国。執行理事国は、UNFPA の活動計画の承認等の手続に参画するため、UNFPA の活動方針の決定に大きな権限を有する。
- ・ 日本は SDGs の各目標達成のため、人間の安全保障の下に二国間援助も行っており、リプロダクティブ・ヘルスの観点で母子保健分野の援助を行っているが、開発途上国全体に二国間援助のみでリプロダクティブ・ヘルスを強化することは困難であり、同分野で長年の実績のある UNFPA を通じた支援を行うことにより、日本の二国間援助が行き渡らない国や地域に対応することで、この分野のカバー率を上げることに効果を上げている。
- ・ UNFPA の活動は、女性特有のニーズに配慮した開発協力、誰一人取り残さないユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指す日本の政策「平和と健康のための基本方針」に沿った取組であり、この方針の下に実施されている二国間支援とも補完的な関係にある。とりわけ、リプロダクティブ・ヘルスは、性、文化、宗教等に密接に関わり、二国間支援のみでは効果的な実施が困難な分野。このため、長年にわたり、この分野で活動を積み重ね、現地の知見と信頼を得ている UNFPA と協力することは重要かつ効果的。
- ・ 2015 から 2017 年にかけて、日本は、UNFPA との間で、事務局長との会談（外務副大臣 1 回、外務大臣政務官 3 回、地球規模課題審議官 3 回）、その他事務次長やアジア太平洋地域事務所長等と会談を行った。
- ・ オショティメイン前事務局長は、2015 年から 2016 年 12 月までに 4 回訪日。その他外務省幹部の出張の機会を捉え、緊密な意見交換を行った。2017 年の前事務局長の逝去後にはカネム事務局長代行との間でも 3 度にわたり意見交換の機会を持った。このような意見交換を通じ、日本は、UNFPA による援助に関し、働きかけを行ってきている。実際、事業実施に関して日本の意見を反映し、モニタリングの強化を提案・採用した例がある。
- ・ 日本は、本拠出金の中から多数国間又は地域的規模で活動する人口開発分野の NGO の活動を支援する「インターカントリーな NGO 支援信託基金」にも拠出を実施。公益財団法人アジア人口・開発協会（APDA）が供与を受け、「人口問題とポスト 2015 年開発アジェンダの連携における議員活動の役割の拡大」として 2016 年事業として開発途上国の国会議員を交えた国際会議を実施、啓蒙等を行った。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	193	684	10	1	1.46%	10	2

その他特記事項：

- ・ 佐藤 摩利子氏が東京事務所所長を務めている（2017 年 9 月着任）。
- ・ 2018 年に入ってから、新たな日本人職員の採用、日本人職員の昇進が行われ、又は予定されている（上記表には含まれていない）。
- ・ ケニアで日本人コンサルタントを配置予定。
- ・ UNFPA 東京事務所は、ホームページを活用し、空席情報等の発信に積極的に取り組んでいる。

5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	事務局が次年度の事業計画及び予算案を作成する。加盟国代表が出席する執行理事会の前に各加盟国に予算案が配布され、執行理事会において事務局から説明を受け、検討の上承認している。
	DO	日本のイヤーマーク事業については、3 月頃日本から拠出金が支払われる。UNFPA が提出する進捗報告書、在外公館による現地視察、UNFPA との協議等により、適時適切な事業のモニタリングを行う。また、事業の開会式等への出席、プレスリリースの発出等を通じ、日本のビジビリティを確保している。
	CHECK	組織、プログラムごとの内部監査（OASIS）のほか、外部監査（BOA）により適切な監査を行っている。毎年 6 月頃、財務報告書を公表。
	ACT	日本と UNFPA 幹部等との協議の際に、日本の政策方針・重点事業分野を伝達、意見交換を行うなど、随時の協議等を通じて、事務局に対し事業の改善提案を行う

	ている。
	・日本からの拠出金は、「インターカントリーな NGO 支援信託基金」以外は用途が特定されておらず、一般会計に組み入れられるため、日本からの拠出金のみを特定することはできない。
担当課室名	国際保健政策室